

# 令和 2 年 度 事 業 報 告

## I. 公益事業（継続事業）

### 1. LPガスに係る保安の啓発に関する事業

LPガスによる災害の防止に関する調査、研究及び広報等の業務  
次の調査資料の作成及び配布を行った。

- ① LPガス事故情報、各種事故統計、販売トン数（付保トン数）の推移、LPガス消費者戸数の推移、その他LPガスに係る各種データの収集
- ② 新たに、LPガス事業者が所有する供給設備機器の自然災害等による損害状況に係るデータの収集を行った。
- ③ ①、②の各種データ及びLPガス保安に関する各種資料（液化石油ガス販売事業者等保安対策指針、各種通達等）を掲載した事業団広報誌を発行した（5月、9月、1月）。
- ④ 発行した事業団広報誌は、関係行政機関、都道府県庁、国公立図書館、関係団体・事業者、都道府県LPガス協会等に配布した。

（広報誌等の発行部数）

広報誌第215号（令和2年5月15日）	}	合計 7,465 部
広報誌第216号（令和2年9月15日）		
広報誌第217号（令和3年1月15日）		

- ⑤ LPガス事故を集計・分析し、3年ごとに発行しているLPガス事故白書（第17刊）を発行し、関係行政機関、都道府県庁、国公立図書館、関係団体、都道府県LPガス協会等に配布し周知に努め、事故の防止を図った。

### 2. LPガス事故による第三者被害救済事業

第三者被害救済事業発足以来40年以上が経過し、近年、本事業の該当案件の発生が減少しているなかで、平成28年度に見舞金給付要件の緩和改定を実施した。この改定で、軽傷事故に係る「B級事故以上に該当する」規定を削除し、被災第三者が一人であっても見舞金を給付することとし、救済の対象とする条件を緩和した。

令和2年3月に開催した運営委員会の指摘を踏まえ、5月に本事業の趣旨を事業団ホームページに掲載して周知するとともに、都道府県支部に本事業の一層の活用についてメールで周知徹底した。

### 3. LPガスの保安に関する行政施策に対する協力

- ① LPガス安全委員会及びLPガス事故調査検討委員会への参加
- ② 事業団主催の会議における経済産業省ガス安全室による講演およびガス安全室との情報交換を含めた定期的な打合せの実施
- ③ 行政からの個別の照会・相談についての対応

#### 4. 付保証明書の発行業務

液石法に基づく加入義務のあるLPガス販売事業者賠償責任保険及びLPガス受託認定保安機関賠償責任保険について、付保状況を厳重にチェックし経済産業省に報告することにより付保漏れを防止して、消費者救済の万全を期するとともに、(一社)全国LPガス協会、全農両契約(異動契約を含む。)について付保証明書の発行を行った。

令和2年度から、保険加入データを活用することで付保証明書の申請手続きを原則として廃止し、LPガス事業者の利便性の向上を図った。

### II. 収益事業(その他事業)

LPガス事業者賠償責任保険制度を柱とする保険代理業

#### (1) 保険事業の概況

LPガス事業者賠償責任保険は、オール電化や消費世帯数の減少等にもない毎年2%程度の減収傾向にある。令和2年度はLP事業者保険では、暖冬による販売トン数減の影響を受け1.7%の減収であった。平成25年度に立ち上げた「総合賠償特約」は8期目となり、さらに安定した制度維持に向けて募集に臨んだ結果、加入事業者数は1,419社と、30社が増加し、保険料は71,052,990円となり、3,813,580円の増収となった。また今年度販売開始した自然災害を担保する新制度保険(LPガス供給設備機器総合保険)の新規契約を1,403件獲得し、保険料32,282,550円増収し、制度全体の保険料では、17,615,099円の増収となった。

#### (2) 各種保険の加入促進

令和2年6月、全国8ブロックにおいて開催した会議(以下「ブロック会議」という。)において、賠償責任保険制度等の改定点、契約手続き、異動・解約手続き、及び事故処理等の研修を行った。

特に、総合賠償特約と労災特約は契約引受の都道府県支部の取り組み状況と今後の収益拡大の取組みについて説明した。

また、幹事保険会社からは、近年激甚化している自然災害から事業者資産を守る新制度保険のLPガス供給設備機器総合保険(LPライフNEO)の販売開始に向けて、商品内容の概要、コンセプト、各種ツールの紹介、フォローアップ策等を説明し、自然災害防災対策商品である新たな保険制度である事を確認した。また同保険制度の募集手数料が都道府県協会の新たな収益事業に寄与するものとして、普及推進への取り組みを依頼した。

更に販売資格制度等のコンプライアンス(法令遵守等)研修を合わせて実施した。